「福岡の地酒・焼酎応援の店」実施要領

１　趣旨

県産酒を提供している飲食店を「福岡の地酒・焼酎応援の店」（以下「応援の店」という。）として認定し、消費者にＰＲするとともに、飲食店に県産酒の使用促進を図る取組みにより、県産酒の消費拡大を図るものである。

※県産酒：福岡県酒造組合に加盟している蔵元が製造している日本酒、焼酎、リキュール等

２　認定対象

県内において営業している飲食店等を対象とする。

※飲食店等：飲食店、ホテル、旅館、バー等

３　認定要件

以下の要件を全て満たすこと。

①外食事業者等は、一定量の県産酒※を、年間を通じて消費者に提供するとともに、その情報を店内、メニュー等に表示するなど、利用者に提供していること。その他、県が認めるもの。

※一定量の県産酒：３アイテム以上（同一蔵の３アイテムでも可）の取扱いがあるもしくは取扱いアイテムの過半数が県産酒。

②食品衛生法、米トレーサビリティ法等、関係法令を遵守していること。

③事業主・役員が暴力団員等に該当せず、また密接な関係もない者。

４ 認定申請

応援の店の認定を受けようとする者は、「福岡の地酒・焼酎ナビ」、「福岡の食と酒公式アプリ」の申請フォームから申請を行う。

※福岡の地酒・焼酎ナビ：https://fukusake-navi.jp

５ 認定審査

認定申請書を受理したときは、認定要件に基づき内容を審査する。また、必要に応じて現地調査を実施する。

６ 認定

認定の要件に適合した場合は、応援の店として認定する。

７ 応援の店に対する支援

（１）応援の店ポータルサイトやアプリ、県の広報媒体等を活用して、応援の店をＰＲする。

（２）応援の店に対して、ＰＲ用のステッカー等を提供する。
（３）応援の店で利用できるクーポン等を通じて、応援の店への誘客を図る。

８ 認定期間

認定の日から３年とし、その後１年毎に自動更新する。

９ 認定の取消し

応援の店が３の認定要件を満たさなくなったとき、その他応援の店に相応しくない事由が発生したときは、事務局の判断で認定を取り消すことができる。

10 認定の辞退・登録内容の変更

応援の店の認定辞退や登録内容の変更を希望する場合は、別途規定する様式にて申請を行う。

附 則
この要領は、令和２年８月３日から施行する。
附 則
この要領は、令和３年２月１８日から施行する。
附 則
この要領は、令和４年１月２４日から施行する。
附 則
この要領は、令和４年７月１５日から施行する。
附 則
この要領は、令和５年５月８日から施行する。